

奈良県告示第百五号

奈良県知事の職務代理に関する規則（平成八年三月奈良県規則第五十七号）第一条の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定め、令和三年七月十日から施行する。

なお、令和二年三月奈良県告示第百二十七号（知事の職務を代理する副知事の順序）は、令和三年七月九日限り廃止する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

第一順位 副知事 村井浩

第二順位 副知事 土屋直毅